

国民健康保険税率・軽減割合について

7月中旬に国民健康保険加入世帯に納税通知書を発送しますのでご確認ください。

今年度の変更点1

未就学児の均等割の軽減

令和4年度から、子育て世代への経済的負担軽減を図るため、未就学児（6歳に達する日以後の3月31日までの間にある方）に係る均等割額の2分の1を軽減します。さらに低所得者軽減に該当する世帯の未就学児については、7割・5割・2割軽減後の均等割額の2分の1を軽減します。

今年度の変更点2

課税限度額の改定

国民健康保険税の計算には、下表のとおり所得割・資産割・均等割・平等割について、それぞれの税率を乗じて算出します。今年度は医療分と後期高齢者支援金分の課税限度額が改定されました。

国民健康保険税率

区分	摘要	医療分税率	後期高齢者支援金分税率	介護分税率(40歳から)
所得割	{前年所得額－基礎控除(43万円)}×税率	6.70%	2.55%	2.40%
資産割	固定資産税額(土地・家屋)×税率	4.50%	0.50%	1.00%
均等割	被保険者1人あたり (被保険者が未就学児(6歳以下)の場合)	21,000円 (10,500円)	8,400円 (4,200円)	7,700円 (－)
平等割	1世帯あたり	21,100円	8,500円	7,700円
課税限度額		65万円 前年度63万円	20万円 前年度19万円	17万円 前年度17万円

軽減判定基準

軽減割合	軽減判定用所得額 (世帯主と国保加入者と特定同一世帯所属者の前年の所得金額の合計)
7割軽減	『43万円+10万円×(給与所得者等(※1)の数－1)』以下
5割軽減	『43万円+28万5千円×(世帯の国保加入者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数－1)』以下
2割軽減	『43万円+52万円×(世帯の国保加入者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数－1)』以下

※1 被保険者のうち、一定の給与所得がある方と公的年金等の支給を受けている方

介護保険料について

65歳以上の皆さんには、ご本人の所得や世帯の課税状況により11段階に区分されている保険料額をご負担いただいています。保険料額は3年ごとに見直しが行われ、現在の段階ごとの保険料額は令和3年度から令和5年度まで適用されます。

7月中旬に普通徴収の方に納入通知書を発送しますのでご確認ください。なお、特別徴収(年金からの天引き)の場合は9月中旬に特別徴収開始通知書を発送します。

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等が、前年の事業収入額から10分の3以上減少見込みとなる方は、申請をすることによって、令和4年度分の《国民健康保険税》《後期高齢者医療保険料》《介護保険料》の各保険料(税)の減免措置を受けられる場合があります。各保険によって条件等が異なりますので、詳しくは、下記までお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

◎問い合わせ先 総務課税務係 ☎82-3111 (内線143) 直通75-6206
福祉健康課保険係 ☎82-3111 (内線133・134) 直通75-6205